Disclosure Review Boards の構成

	Bureau of Census
	(センサス局)
目的·職責	[DRB網領] 公衆に利用されるすべてのデータ、成果物に関して、センサス局の開示制限方針を確立し、評価すること 公衆に利用されるすべてのデータ、成果物の公表のための開示制限手続の評価・承認をすること 前記の方針の枠組みの中で、DRBは開示制限方針をプログラム責任者、センサス局職員、データ利用者 と将来のスポンサーに対して伝えること ミクロデータと結果表における開示の可能性や開示制限技術の有効性に関しての教示と調整 必要に応じて、センサス局の開示方針の改定
委員の人数	9 名の投票選出委員と数名の交代制委員(任期 3 年)
	常任委員3名(うち1名は委員長) [常任委員は投票選出委員] ・委員長:統計研究部の上席研究員 ・事務局:方針策定事務局(Policy Office)代表 ・事務局:統計研究部の主任研究員 ・経済統計部(3名) (うち1名はCESとRDCの監視)
会議の開催	原則として毎週
	(ただし、定足数に満たない場合又は議題が無い場合は開催しない。)
評価の対象	結果表、PUMS(Public Use Microdata Samples) 、プログラムの全般を評価・人口センサスの結果表の仕様
	・経済統計のセル秘匿プログラムの仕様及びパラメータ ・最新と旧式のPUMSの仕様とデータレイアウトとの比較評価 ・DRB開示制限ガイドラインを満たした特別結果表
審議手順等	チェックリスト(Checklist on Disclosure Potencial of Data)等に基づく審査
	調査実施部から送付されたセンサス局開示チェックリスト、調査票、重要な変数の一覧表、ミクロデータのデータレイアウト、結果表の概要、標本設計識別因子(可能であれば)を受領し、その他課題に関連しそうな情報についても審議を行なう。委員長は新規の申請又は大きな変更の場合など、必要に応じて調査担当者を会議に招集し、行なった処置の妥当性等の説明と質疑応答の機会を与える。その後、委員間で露見リスクの評価について審議が開始される。その他、近年、秘匿措置の審議に係る手順の効率化を図るため、データ収集及び集計処理の前に開示問題の解決を図る試みがなされている。 委員会の最終決定は多数決により決められる。申請が却下された場合、センサス局内の"開示執行方針グループ"(Disclosure Executive Steering Group)へ異議申立できる仕組みとなっている。
	<u>チェックリストについては、データ提供につきものの開示と秘匿の問題について、いかなる組織にも教育し、認識させることがてきる非常に有益な道具として評価している。</u>
	開示執行方針グループ(Disclosure Executive Steering Group)の構成員
	 Principal Associate Director for Programs Associate Director for Methodology and Standards Associate Director for Demographic Surveys Associate Director for Economic Censuses and Surveys Associate Director for Decennial Censuses
研究業務	開示制限研究職員 (Disclosure Limitation Research Staff) 周期センサス、人口統計、経済統計の各々における課題への対応を主とし、Statistical Working Paper #22 (OMB) について以下を対象とした内部研究を実施
	主任研究員(DRB委員) 他の研究員
	・地理情報の閾値の決定 ・分布評価 ・トップ及びボトムコーディング ・区分統合 ・ランダムスワッピング ・セル秘匿 ・再格付 ・その他、外部研究者により実行されている方法の評価・研究
発足の歴史	1981年 ミ クロデータ評価検討会(Microdata Review Panel) 経済・人口の領域に分かれ、各々について独立評価を行なっていた。
	1995年 開示評価委員会(Disclosure Review Board) 露見リスク回避を保証し、センサス局内で一定の開示制限方法を維持するために発足。

出典: Panel on Disclosure Review Boards of Federal Agencies (Joint Statistical Meetings)注) 組織名・文書名の訳語は本資料のために便宜付けたものである。